○南伊勢町会計規則

平成17年10月1日

規則第55号

目次　省略

第1条～第61条　省略

(最低制限価格の作成)

第62条　町長は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける必要があるときは、前条第1項の規定の例により、工事又は製造の請負にあたっては、予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内でこれを定め、設計・測量・工事監理業務の請負にあたっては、予定価格の10分の9.2から10分の5.0までの範囲内でこれを定め、同条第2項に規定する予定価格調書に当該最低制限価格を併せて記載しなければならない。

2　省略

第63条～第179条　省略

様式　省略